

認知症等入院患者への歯科医療研修会支援事業に係る留意事項

第1 補助金の算定

(1) 補助対象外経費

要綱別表1に掲げる経費について、次に掲げるものに該当する経費は、補助対象としない。

ア 研修会等の参加者・出席者に対する報償費

イ 単価5万円以上の備品・機器等の購入費

ウ 軽微な茶菓代等を除く食料費

エ その他、認知症等入院患者への歯科医療研修会に直接必要と認められない経費

(2) 補助金額の算定

次のアとイを比較して少ない方の額に要綱別表1の補助率を乗じた額とする。

ア 要綱別表1の補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額

イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

第2 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとする。

(1) 認知症等入院患者への歯科医療研修会支援事業所要額調書（別紙様式1）

(2) 認知症等入院患者への歯科医療研修会支援事業計画書（別紙様式2）

(3) 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）

(4) その他参考となる書類

第3 実績報告

実績報告にあたって、要綱第10条第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 認知症等入院患者への歯科医療研修会支援事業精算額調書（別紙様式3）

(2) 認知症等入院患者への歯科医療研修会支援事業実績書（別紙様式4）

(3) 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、領収書等）

(4) その他参考となる書類